

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 2 月 1 日

燦ホールディングス株式会社

こころネット株式会社

2026年2月1日

各 位

大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番11号
燦ホールディングス株式会社
代表取締役社長 播島 聡

福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1号
ころネット株式会社
代表取締役社長 菅野 孝太郎

株式交換に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める書面)

燦ホールディングス株式会社（以下「燦ホールディングス」といいます。）ところネット株式会社（以下「ころネット」といいます。）は、2025年10月23日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年2月1日を効力発生日として、燦ホールディングスを株式交換完全親会社とし、ころネットを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2026年2月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定による請求を行ったころネットの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
ころネットは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2026年1月8日付で、ころネットの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社である燦ホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。しかし、所定の期間内に、会社法第785条第1項の規定に基づき、ころネットに対して株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）
 - (1) 会社法第796条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換は、燦ホールディングスにとって会社法第796条第2項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

燦ホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2026 年 1 月 1 日付で、燦ホールディングスの株主に対し、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全子会社であるころネットの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、燦ホールディングスにとって会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、燦ホールディングスに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により燦ホールディングスに移転したころネットの株式の数は、本株式交換により燦ホールディングスがころネットの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のころネットの発行済株式の総数である 3,482,655 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5（4）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 燦ホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した燦ホールディングスの株主はおりませんでした。

(2) ころネットは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 12 月 23 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) ころネットの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2026 年 1 月 29 日付で上場廃止となりました。

(4) ころネットは、2026 年 1 月 13 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時において保有していた自己株式 360,445 株の全て（本株式交換に際して行使された会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得した株式を含みます。）を、基準時をもって消却しました。

(5) 燦ホールディングスは、本株式交換に際して、基準時におけるころネットの株主（ただし、前記（4）に記載のころネットの自己株式の消却後の株主をいいます。）に対して、その保有するころネットの普通株式 1 株につき燦ホールディングスの普通株式 0.90 株の割合をもって、自己株式 1,934,389 株及び新株発行による 1,200,000 株を割当交付いたしました。なお、燦ホールディングスが交付した燦ホールディングスの普通株式の合計は 3,134,389 株です。

(6) 燦ホールディングスは、公正取引委員会から、2025 年 9 月 24 日付で本株式交換に係る株式取得に関する計画について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

(7) 本株式交換により増加した燦ホールディングスの資本金及び準備金は以下のとおりです。

- ① 資本金：0 円
- ② 資本準備金：1,778,400,000 円
- ③ 利益準備金：0 円

以上